

相鉄・JR直通線の旅客運賃設定に関するパブリックコメントを実施します。

平成31年2月26日付けで、相模鉄道株式会社（以下「相模鉄道」）より鉄道事業法第16条第1項に基づく鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別添の要領にて御意見を募集します。

○鉄道の旅客の運賃の認可について

鉄道の旅客の運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、また、同法第64条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

○相模鉄道の申請内容について

相鉄・JR直通線（西谷駅～羽沢横浜国大駅）は、相鉄線西谷駅とJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を新設し、この連絡線を利用して相鉄線とJR線が相互直通運転されるものです。

このたび、相模鉄道より、相鉄・JR直通線の運賃について、相模鉄道が適用している基本運賃に以下の加算運賃を加えたものとしたいという申請がありました。

※加算運賃は、新線建設等にかかった設備投資費用の一部の利用者にご負担いただくため、相鉄・JR直通線利用の基本運賃に一定の金額を加算するものです。

◆加算運賃の額

- ・普通旅客運賃 30円
- ・通勤定期旅客運賃（1ヶ月） 1,140円
- ・通学定期旅客運賃（1ヶ月） 430円

○認可にあたっての今後の流れ

当該申請事案については、今後運輸審議会へ諮問する予定であり、パブリックコメントでいただいた御意見については、運輸審議会における審議の際に報告する予定です。

<参考>

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5 （略）

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による旅客運賃等の上限の認可

二～五 （略）

連絡先 国土交通省鉄道局
鉄道事業課旅客輸送業務監理室 原澤、鍋釜
TEL:03-5253-8111(内線40652,40634)
TEL:03-5253-8543(直通)
FAX:03-5253-1633

相模鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）上限設定認可申請
に関する意見募集について

平成31年2月27日
国土交通省鉄道局

平成31年2月26日付けをもって、相模鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）上限設定認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、下記の要領で御意見を募集いたします。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

相模鉄道株式会社からの鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請書類

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月12日（火）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。また、FAXの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①電子メール又は②郵送による意見の提出を推奨します。

①電子メールの場合

電子メールアドレス：hqt-rwbtgs-01@gxb.mlit.go.jp

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

③FAXの場合

FAX番号 03-5253-1633

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます。可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8543